

平成25年2月臨時会

# 議案説明資料 予算に関する説明書

(平成24年度2月補正予算等関係(経済対策関係))

商 工 労 働 部

## トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成25年2月臨時会 議案説明資料目次

商工労働部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名	頁
議案第1号	平成24年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		経済通商総室 (経営支援室)	2
		雇用人材総室 (雇用就業支援室)	3
		産業振興総室 (企業立地推進室) (次世代環境産業室)	4
	2 歳入歳出事項別明細書		6
	3 節の明細		10
	4 繰越明許費に関する調書	経済通商総室他	11

【予算関係以外】

報告番号	件名	課名	頁
報告第2号	地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について	産業振興総室	12
報告第3号	長期継続契約の締結状況について	倉吉高等技術専門校	13

## 【補正予算】

商工労働部 (単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【一般会計】								
経済通商総室	5,196,419	9,722	5,206,141				9,722	
雇用人材総室	6,257,267	900,000	7,157,267	900,000				
産業振興総室	7,139,075	86,186	7,225,261	512			85,674	
一般会計合計	19,590,634	995,908	20,586,542	900,512			95,396	

## 説明

## 【経済通商総室】

(経営支援室)

地域商業活性化促進事業

9,722

## 【雇用人材総室】

(雇用就業支援室)

鳥取県緊急雇用創出臨時特例基金造成事業

900,000

## 【産業振興総室】

(企業立地推進室)

働くぞ！頑張る企業を応援する鳥取県雇用促進事業

85,050

(次世代環境産業室)

(新)鳥取県地域活性化総合特区推進事業(超小型モビリティ導入促進)

1,136

平成24年度一般会計補正予算（経済対策関係）説明資料

7款 商工費  
1項 商業費  
2目 商業振興費

経済通商総室[経営支援室]（内線：7658）  
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域商業活性化促進支援事業	12,773	9,722	22,495				9,722	
トータルコスト	15,991	11,331	27,322	（補正に係る主な業務内容） 制度設計、市・実施主体との連絡調整、 申請・報告の審査、補助金事務				
従事する職員数	0.4人	0.2人	0.6人					
工程表の政策目標（指標）	商業・サービス業の活性化：まちづくりの主体である市町村等と連携した商業（商店街）・サービス業の活性化							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 商店街振興組合等が行う施設整備事業等に対して支援を行い、中心市街地、商店街の活性化を図る。</p> <p>2 主な事業内容 商店街の環境整備事業等に対して支援を行う市に対して助成を行う。</p>								
事業内容	<p>◆築31年以上が経過し、鉄骨の腐食等、老朽化が著しいアーケードを改修、安全を確保する。</p> <p>◆老朽化した屋根材の交換等を行い、日中の明るさを確保する。</p> <p>◆省エネ型のLED照明を設置し、CO2削減に貢献するとともに維持管理費の軽減を図る。</p> <p>〔実施主体〕 新鳥取駅前地区商店街振興組合 〔実施場所〕 鳥取駅前サンロードアーケード（鳥取市栄町） 〔事業内容〕 アーケード改修（採光部屋根材交換、照明LED化、鉄骨部錆止塗装 など） 〔工期〕 約5ヶ月間：H25.3～H25.7（繰越明許）</p>							
事業費	<p>〔総事業費（施設改修事業費）〕 86,625千円（予定）</p> <p>補助対象経費 82,500千円（国補助対象80,000千円）</p> <p>国補助予定 53,333千円（2/3）</p> <p>県補助予定 9,722千円（1/9）</p> <p>市補助予定 9,722千円（1/9）</p> <p>事業者負担 13,848千円（1/9）</p>							
【県の補助制度の概要等】 制度概要と変更点（補助要件の変更）								
補助金名	鳥取県地域商業活性化促進支援事業補助金							
実施主体	組合（商店街振興組合など）等							
対象事業	アーケード、カラー舗装、イベント広場・公園・緑地・街路灯・公衆便所等、店舗（テナントミックスに資するものに限る。）及びこれらの施設と一体的に整備されるものほか							
補助対象経費	施設整備及び当該施設と一体的に整備されるものの建設又は取得に要する経費（土地の取得・使用・造成・補償費を除く。）及び設計監理料の合計額から国の補助金を除いたもの（仕入控除税額を除く。）							
補助率等	市町村が補助に要する経費の1/2以内又は補助対象経費の1/3以内のうちいずれか低い額。 限度額 50,000千円/件							
補助要件	<p>中心市街地活性化基本計画（中心市街地活性化法）、又は商店街活性化事業計画（地域商店街活性化法）に基づいて実施する施設整備事業で、国の補助金（戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金、中小商業活力向上補助金）を受けて行うものであること等。</p> <p>⇒国の補助金に『地域商業再生事業費補助金』を追加。 （当該補助金は各計画に基づく実施事業に活用可能な補助金として平成24年度新設）</p> <p>※下線部が新たに追加する主な内容</p>							
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>平成22年度：法勝寺町商業環境整備事業（米子市）、五臓圓ビル再生事業（鳥取市）</p> <p>平成23年度：若桜街道商店街活性化事業（こむ・わかさ：鳥取市）</p> <p>平成24年度：元町通り商業環境整備事業（米子市）</p>								

平成24年度一般会計補正予算（経済対策関係）説明資料

5款 労働費  
1項 労政費  
1目 労政総務費

雇用人材総室〔雇用就業支援室〕（内線：7229）  
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金造成事業	1,340,000	900,000	2,240,000	900,000				
トータルコスト	1,340,000	900,000	2,240,000	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	—				
工程表の政策目標(指標)	緊急雇用対策のための基金事業による雇用創出							

事業内容の説明

- 1 事業の目的・概要  
臨時的な雇用機会の創出を図るための事業の実施を目的とした「鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金」を積み増しする。
- 2 主な事業内容  
現在、国からの交付金により「鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金」を造成し、雇用機会の創出を図るための事業の財源に充当している。  
今回、国の補正予算により、「起業支援型地域雇用創造事業」が創設され、交付金の追加交付が見込まれるため、「鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金」を積み増しするもの。

○補正額（基金への追加造成額） 900,000千円

緊急雇用創出事業臨時交付金交付決定状況

（単位：百万円）

区 分	H20	H21		H22		H23	H24		合 計
	二次補正	一次補正	二次補正	経済対策	補正	三次補正	経済対策第2弾	今回補正予算	
緊急雇用	1,570	3,620	0	0	0	0	—	—	5,190
重点分野	—	—	1,550	880	730	0	1,340	0	4,500
震災等	—	—	—	—	—	2,130	0	0	2,130
起業支援型	—	—	—	—	—	—	—	900	900
計	1,570	3,620	1,550	880	730	2,130	1,340	900	12,720

○今回の国の補正予算により実施する起業支援型地域雇用創造事業【新規事業】の内容

区 分	内 容
事業内容	○雇用創出に資する事業を民間企業、NPO等へ委託し、失業者を雇い入れて実施する。 ○委託先の事業主が失業者を正規雇用した場合は一時金（1人あたり30万円）を支給する。
対象企業等	○起業後10年以内の企業、NPO等。
実施期間	○平成25年度末まで（平成25年度途中に開始した事業は平成26年度末まで）。
その他	○事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合1/2以上であること。 ○雇用期間は1年以内（被災求職者は複数回更新可）。 ○新規雇用失業者の雇用期間算定には、現在実施している雇用創出の基金事業の雇用期間は通算しない。

（参考）既存の雇用創出基金事業の内容

事業名	事業内容	備 考
重点分野雇用創出事業	一時的な雇用機会の創出を図るもののうち、特に重点分野（介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光等）に係るもの。	・H24年度経済対策第2弾により追加配当13.4億円 ・事業実施期間を延長 平成24年度末まで⇒平成25年度末まで
地域人材育成	重点分野において、一時的な雇用機会の創出を図りつつ、地域のニーズに応じた人材育成を行う。	・変更なし（平成24年度末まで）
震災等緊急雇用対応事業	東日本大震災被災者または平成23年3月11日以降の離職者等への雇用機会の創出を図る。	・変更なし（平成24年度末まで。ただし、平成24年度中に事業開始した事業は平成25年度継続実施）

3 これまでの取組状況、改善点

県内製造業最大手企業の再編などにより県内の経済、雇用情勢が非情に厳しいことから、基金の積み増しや柔軟な取り扱いについて、その都度、本県の特殊事情への配慮を国へ要望してきた。

平成24年度一般会計補正予算（経済対策）説明資料

7 款 商工費  
 2 項 工鉱業費  
 1 目 工鉱業総務費

産業振興総室[企業立地推進室]（内線：7664）  
 （単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
働くぞ！頑張る企業を応援する鳥取県雇用促進事業	152,500	85,050	237,550				85,050	
トータルコスト	160,546	85,050	245,596	(補正に係る主な業務内容) 奨励金交付事務 等				
従事する職員数	1.0人	0.0人	1.0人					
行程表の政策目標（指標）	県外企業の誘致促進：県外からの新規誘致を実現する 県内企業の新增設の促進：県内企業の新增設の増加を図る。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

現下の厳しい雇用情勢に鑑み、新增設等により新たな雇用の確保に努めた事業主に対し奨励金を支給し、県内企業への雇用促進を図る。

2 主な事業内容

区分	補正前予算額	補正額	計
正規雇用創出奨励金 (支給対象事業主) 企業立地補助金認定事業者等 (支給対象労働者) 正規雇用労働者 (支給額) 100万円/人 (半年毎に50万円) 県外からの転入者は半額支給	100,000千円 (100人分)	85,050千円 (89人分)	185,050千円
大量雇用創出奨励金 (支給対象事業主) 情報通信関連雇用事業補助金認定事業者 (支給対象労働者) ・雇用保険被保険者 ・常時雇用者 (週30時間以上) 又は短時間労働者 (週20時間以上) ・1年以上雇用 (支給額) 70万円/人	52,500千円 (75人分)	—	52,500千円
計	152,500千円	85,050千円	237,550千円

<増額の理由>

県外企業の誘致が進み、当初の想定以上の正規雇用が創出されたため、増額補正を行うもの。

3 これまでの取組状況、改善点

平成24年度は、県外企業誘致及び県内企業新增設件数、雇用計画数とも過去最大となる見込みである。今後も引き続き企業誘致及び新增設増加に努める。

企業立地件数（平成25年1月末日現在）

(件、人)

区 分	H20	H21	H22	H23	H24
県外企業の誘致	4	5	5	11	16
県内企業の新増設	27	7	24	30	31
雇用計画数	1,075	1,105	637	602	1,623

平成24年度一般会計補正予算（経済対策）説明資料

7 款 商工費

2 項 工鉱業費

2 目 中小企業振興費

産業振興総室[次世代環境産業室](内線:7656)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)鳥取県地域活性化総合特区推進事業(超小型モビリティ導入促進)	0	1,136	1,136	512			624	
トータルコスト	0	1,941	1,941	(補正に係る主な業務内容) 制度検討、補助金事務、事業実施者との協議 など				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人					
工程表の政策目標(指標)	地域活性化総合特区の推進:とっとり幸せの感じ方指標(生活満足度、生活不安・不満度、県に対する成長期待度から検証する指標)の向上、各モデル事業の実現							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取発次世代社会モデル創造特区で目指す「e-モビリティ交通サービス」の実現に向け、新たな交通サービス創出の足掛かりとなる超小型モビリティ導入に向けた検討を行う。</p> <p>超小型モビリティ導入により地域資源を活かすアイデア、地域課題を解決できるアイデアを募り、新たな乗り物である超小型モビリティのニーズを掘り起こすとともに、超小型モビリティ導入と地域活性化の取組との相乗効果による産業振興・雇用創造・元気なまちづくりを図る。</p>								
<p>*超小型モビリティとは</p> <p>軽自動車よりコンパクトで小回りがきき、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる1~2人乗り程度の車両。導入・普及により、CO2削減のみならず、観光・地域振興、都市や地域の新たな交通手段、高齢者や子育て世代の移動支援等の多くの副次的便益が期待される。</p> <p>国土交通省は、H25年1月、超小型モビリティについて道路運送車両法の保安基準を緩和した認定制度を新設。この制度を活用して公道走行が可能となる。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>地域における超小型モビリティ活用計画を策定する。</p> <p>(1) 全体事業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画 H24~25:計画策定、H25中~:事業実施(車両導入)</li> <li>・H24年度内に市町村に計画策定の意向確認。</li> <li>・計画策定に当たり、県民から広くアイデア募集。</li> <li>・総合特区区域内は県が主体となって申請(計画策定は特区内市町村と共同で検討)。</li> <li>・総合特区区域外は市町村が主体となって申請(県が計画策定経費を補助)。</li> <li>・また、計画策定に当たり第三者(学識経験者など)により計画の実現性、事業効果について評価を実施。事業終了後は効果評価を実施。</li> </ul> <p>(2) 事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定検討会経費 917千円(うち補助金112千円)</li> <li>・事業評価経費 119千円</li> <li>・事務費 100千円 計1,136千円</li> </ul>								
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>総合特区の1次指定申請結果(指定とならなかった)を踏まえ、2次指定申請を行った結果、平成24年7月に国の地域活性化総合特区の地区指定を受けた。</p> <p>平成24年秋に行われた国と地方の協議では、規制の特例措置の提案が認められず、総合特区計画の申請には至っていないが、今春の計画認定を目指し、規制緩和協議に向け課題を整理するとともに、モデル事業の実現に向けた取組を展開する。</p> <p>e-モビリティ交通サービス事業においては、地域の手軽な移動手段となり得る1~2人乗り程度の車両である超小型モビリティのニーズを掘り起こし、産業振興・雇用創造・元気なまちづくりを目指すとともに、e-モビリティ交通サービス事業の実現を目指す。</p>								

平成24年度2月補正(経済対策)予算歳入歳出事項別明細書(商工労働部)

(単位:千円)

款 項 目	5款 労働費									
	節 別	補正前	補正額	補正後	うち商工労働部			1項 労政費		
					補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	298,791		298,791	272,617		272,617	192,592		192,592	
2 給 料	163,768		163,768	133,992		133,992	48,386		48,386	
3 職 員 手 当 等	83,712		83,712	67,428		67,428	24,349		24,349	
4 共 済 費	111,625		111,625	100,305		100,305	55,271		55,271	
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 賃 金	163,906		163,906	163,906		163,906	163,906		163,906	
8 報 償 費	339,830		339,830	339,532		339,532	213,397		213,397	
9 旅 費	21,624		21,624	16,565		16,565	8,549		8,549	
費用 弁 償	10,443		10,443	7,235		7,235	4,851		4,851	
普 通 旅 費	7,442		7,442	6,042		6,042	3,554		3,554	
特 別 旅 費	3,739		3,739	3,288		3,288	144		144	
10 交 際 費	50		50							
11 需 用 費	58,079		58,079	55,718		55,718	22,292		22,292	
食 糧 費				669		669	286		286	
その他の需用費	5,000		5,000	55,049		55,049	22,006		22,006	
12 役 務 費	19,253		19,253	17,171		17,171	10,727		10,727	
13 委 託 料	2,072,645		2,072,645	2,072,540		2,072,540	1,845,955		1,845,955	
14 使用料及び賃借料	62,547		62,547	61,843		61,843	34,320		34,320	
15 工 率 請 負 費	8,745		8,745	8,745		8,745	8,745		8,745	
16 原 材 料 費										
17 公 有 財 産 購 入 費										
18 備 品 購 入 費	3,119		3,119	3,053		3,053	728		728	
19 負担金、補助及び交付金	1,601,749		1,601,749	1,592,900		1,592,900	1,536,164		1,536,164	
20 扶 助 費	304		304	304		304				
21 貸 付 金										
22 補償、補填及び賠償金										
23 償還金、利子及び割引料										
24 投 資 及 び 出 資 金										
25 積 立 金	1,342,369	900,000	2,242,369	1,342,369	900,000	2,242,369	1,342,369	900,000	2,242,369	
26 寄 付 金										
27 公 課 費	56		56	56		56				
28 繰 出 金										
予 備 費										
計	6,352,172	900,000	7,252,172	6,249,044	900,000	7,149,044	5,507,750	900,000	6,407,750	
財 源 内 訳	国 庫	1,760,391	900,000	2,660,391	1,760,391	900,000	2,660,391	1,340,124	900,000	2,240,124
	地 方 債									
	そ の 他	3,646,239		3,646,239	3,646,239		3,646,239	3,631,659		3,631,659
	一 般 財 源	945,542		945,542	842,414		842,414	535,967		535,967



(単位:千円)

款 項 目	7款 商工費									
	1目 労政総務費			うち商工労働部						
	節 別	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	192,592		192,592	54,068		54,068	35,110		35,110	
2 給 料	48,386		48,386	450,362		450,362	301,482		301,482	
3 職 員 手 当 等	24,349		24,349	226,633		226,633	151,713		151,713	
4 共 済 費	55,271		55,271	218,555		218,555	159,025		159,025	
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 賃 金	163,906		163,906							
8 報 償 費	213,325		213,325	306,161	85,602	391,763	297,612	85,602	383,214	
9 旅 費	8,227		8,227	77,878	422	78,300	41,003	422	41,425	
費用弁償	4,851		4,851	8,514		8,514	5,365		5,365	
普通旅費	3,263		3,263	43,548	50	43,598	22,443	50	22,493	
特別旅費	113		113	25,816	372	26,188	13,195	372	13,567	
10 交 際 費										
11 需 用 費	21,677		21,677	56,646	25	56,671	25,917	25	25,942	
食 糧 費	276		276				8,574		8,574	
その他の需用費	21,401		21,401		25	25	17,343	25	17,368	
12 役 務 費	9,927		9,927	40,842		40,842	23,707		23,707	
13 委 託 料	1,816,883		1,816,883	1,185,090		1,185,090	297,722		297,722	
14 使用料及び賃借料	34,280		34,280	110,292	25	110,317	77,462	25	77,487	
15 工 事 請 負 費	8,745		8,745	18,774		18,774				
16 原 材 料 費										
17 公 有 財 産 購 入 費										
18 備 品 購 入 費	728		728	2,666		2,666	2,666		2,666	
19 負担金、補助及び交付金	1,533,377		1,533,377	8,689,450	9,834	8,699,284	8,102,645	9,834	8,112,479	
20 扶 助 費										
21 貸 付 金				3,336,491		3,336,491	3,285,307		3,285,307	
22 補償、補填及び賠償金										
23 償還金、利子及び割引料										
24 投 資 及 び 出 資 金				3,000		3,000	3,000		3,000	
25 積 立 金	1,342,369	900,000	2,242,369							
26 寄 付 金										
27 公 課 費										
28 繰 出 金				19,110		19,110	19,110		19,110	
予 備 費										
計	5,474,042	900,000	6,374,042	14,796,018	95,908	14,891,926	12,823,481	95,908	12,919,389	
財 源 内 訳	国 庫	1,340,124	900,000	2,240,124	296,475	512	296,987		512	512
	地 方 債				1,203,000		1,203,000	1,203,000		1,203,000
	そ の 他	3,631,659		3,631,659	2,847,307		2,847,307	2,112,577		2,112,577
	一 般 財 源	502,259		502,259	10,449,236	95,396	10,544,632	9,507,904	95,396	9,603,300

(単位:千円)

款 項 目									
	1 項 商業費						2 項 工証業費		
	節 別	補正前	補正額	補正後	2 目 商業振興費			補正前	補正額
補正前					補正額	補正後			
1 報 酬	17,670		17,670	13,992		13,992	17,440		17,440
2 給 料	178,656		178,656				122,826		122,826
3 職 員 手 当 等	89,904		89,904				61,809		61,809
4 共 済 費	70,606		70,606	2,120		2,120	88,419		88,419
5 災 害 補 償 費									
6 恩 給 及 び 退 職 年 金									
7 賞 金									
8 報 償 費	5,244		5,244	4,444		4,444	292,368	85,602	377,970
9 旅 費	21,919		21,919	6,928		6,928	19,084	422	19,506
費用 弁 償	3,143		3,143	870		870	2,222		2,222
普 通 旅 費	14,265		14,265	2,907		2,907	8,178	50	8,228
特 別 旅 費	4,511		4,511	3,151		3,151	8,684	372	9,056
10 交 際 費									
11 需 用 費	13,783		13,783	5,917		5,917	12,134	25	12,159
食 糧 費	5,724		5,724	1,379		1,379	2,850		2,850
そ の 他 の 需 用 費	8,059		8,059	4,538		4,538	9,284	25	9,309
12 役 務 費	14,625		14,625	4,258		4,258	9,082		9,082
13 委 託 料	67,428		67,428	52,988		52,988	230,294		230,294
14 使用料及び賃借料	56,933		56,933	47,648		47,648	20,529	25	20,554
15 工 率 請 負 費									
16 原 材 料 費									
17 公 有 財 産 購 入 費									
18 備 品 購 入 費	166		166	166		166	2,500		2,500
19 負担金、補助及び交付金	2,363,801	9,722	2,373,523	1,132,206	9,722	1,141,928	5,738,844	112	5,738,956
20 扶 助 費									
21 貸 付 金	2,996,380		2,996,380				288,927		288,927
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料									
24 投 資 及 び 出 資 金	3,000		3,000						
25 積 立 金									
26 寄 付 金									
27 公 課 費									
28 繰 出 金							19,110		19,110
予 備 費									
計	5,900,115	9,722	5,909,837	1,270,667	9,722	1,280,389	6,923,366	86,186	7,009,552
財 源 内 訳	国 庫							512	512
	地 方 債	1,200,000		1,200,000			3,000		3,000
	そ の 他	1,816,336		1,816,336	19,784	19,784	296,241		296,241
	一 般 財 源	2,883,779	9,722	2,893,501	1,250,883	9,722	1,260,605	85,674	6,709,799

(単位:千円)

款 項 目								商工労働部 合計		
		1目 工業総務費			2目 中小企業振興費			補正前	補正額	補正後
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後			
節 別		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報 酬	15,066		15,066	2,121		2,121	307,727		307,727
2	給 料	122,826		122,826				435,474		435,474
3	職 員 手 当 等	61,809		61,809				219,141		219,141
4	共 済 費	49,009		49,009	4,047		4,047	259,330		259,330
5	災 害 補 償 費									
6	恩 給 及 び 退 職 年 金									
7	賞 金							163,906		163,906
8	報 償 費	181,100	85,050	266,150	111,268	552	111,820	637,995	85,602	723,597
9	旅 費	6,085		6,085	12,335	422	12,757	58,006	422	58,428
	費用弁償	1,486		1,486	72		72	12,600		12,600
	普通旅費	3,825		3,825	4,353	50	4,403	28,805	50	28,855
	特別旅費	774		774	7,910	372	8,282	16,601	372	16,973
10	交 際 費									
11	需 用 費	3,494		3,494	8,640	25	8,665	82,403	25	82,428
	食 糧 費	735		735	2,115		2,115	9,269		9,269
	その他の需用費	2,759		2,759	6,525	25	6,550	73,134	25	73,159
12	役 務 費	4,165		4,165	4,917		4,917	41,296		41,296
13	委 託 料	6,169		6,169	224,125		224,125	2,371,996		2,371,996
14	使用料及び賃借料	4,121		4,121	16,408	25	16,433	140,023	25	140,048
15	工 事 請 負 費							8,745		8,745
16	原 材 料 費									
17	公 有 財 産 購 入 費									
18	備 品 購 入 費				2,500		2,500	5,719		5,719
19	負担金、補助及び交付金	3,537,130		3,537,130	1,445,713	112	1,445,825	9,725,857	9,834	9,735,691
20	扶 助 費							304		304
21	貸 付 金				288,927		288,927	3,553,418		3,553,418
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金							217,759		217,759
25	積 立 金							1,342,369	900,000	2,242,369
26	寄 付 金									
27	公 課 費							56		56
28	繰 出 金				19,110		19,110	19,110		19,110
	予 備 費									
	計	3,990,974	85,050	4,076,024	2,140,111	1,136	2,141,247	19,590,634	995,908	20,586,542
財 源 内 訳	国 庫					512	512	1,760,391	900,512	2,660,903
	地 方 債							1,203,000		1,203,000
	そ の 他	88		88	296,153		296,153	6,029,803		6,029,803
	一 般 財 源	3,990,886	85,050	4,075,936	1,843,958	624	1,844,582	10,597,440	95,396	10,692,836

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
5款 労働費		
1項 労政費		
1目 労政総務費		
積立金	・鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金	900,000
7款 商工費		
1項 商業費		
2目 商業振興費		
負担金、補助及び交付金	・鳥取県地域商業活性化促進支援事業補助金	9,722
2項 工鉱業費		
2目 中小企業振興費		
負担金、補助及び交付金	・超小型モビリティ活用計画策定補助金	112

繰越明許費に関する調書

追加分

款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳				備考
						国庫補助金	起債	その他	一般財源	
7	商工業費	2 商業振興費	地域商業活性化促進支援事業費	22,495	9,722				9,722	国臨時経済対策補正により行う事業について、年度内の事業完了が困難なため。
		2 中小企業振興費	鳥取地域活性化総合特区推進事業費(超小型モデル導入促進)	1,136	1,136	512			624	国臨時経済対策補正により行う事業について、年度内の事業完了が困難なため。
		計		23,631	10,858	512	0	0	10,346	

(単位:千円)

区 分	地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について						
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第54条第2項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について報告する。</p> <p>2 報告の内容 （平成25年1月1日現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">常勤職員の区分</th> <th style="text-align: center;">現在員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 常時勤務に服することを要する職員</td> <td style="text-align: center;">42人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるもの</td> <td style="text-align: center;">2人 (※)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 地方独立行政法人法施行令第8条第5号に該当</p> <p>【地方独立行政法人法（抜粋）】</p> <p>(議会への報告等)</p> <p>第五十四条 特定地方独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員（地方公務員法第二十八条第二項 又は第二十九条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法律又は条例の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。）の数を設立団体の長に報告しなければならない。</p> <p>2 設立団体の長は、毎年、議会に対し、特定地方独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。</p> <p>【地方独立行政法人法施行令（抜粋）】</p> <p>(常勤職員の範囲)</p> <p>第八条 法第五十四条第一項 に規定する常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項 又は第二十九条の規定による休職又は停職の処分を受けた者</p> <p>二 地方公務員法第二十六条の五第一項 に規定する自己啓発等休業をしている者</p> <p>三 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第六条第五項 の規定により休職者とされた者</p> <p>四 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和六十二年法律第七十八号）第二条第一項 の規定により派遣された者</p> <p>五 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしている者又は同法第十一条第一項 に規定する育児短時間勤務職員（同法第十七条の規定による勤務をしている者を含む。）</p>	常勤職員の区分	現在員数	1 常時勤務に服することを要する職員	42人	2 常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるもの	2人 (※)
常勤職員の区分	現在員数						
1 常時勤務に服することを要する職員	42人						
2 常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるもの	2人 (※)						

長期継続契約の締結状況について

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額(円)	契約期間	設置場所等
1	倉吉高等技術専門校	物品	ノートパソコン	1台	倉吉市広栄町941番地5 株式会社衣笠商会	17,430	平成25年1月1日 ～平成25年12月31日	鳥取県立倉吉高等 技術専門校

